

公立学校共済組合長崎支部組合員の心身の健康づくり支援のための講座業務委託に係る
プロポーザル実施要領

この要領は、下記業務のプロポーザルに参加しようとするもの（以下「提案者」という）が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

1 目的

公立学校共済組合長崎支部組合員の心身の健康づくりを支援するため県内各地で講座を開催する業務について1者に委託する。

2 業務概要

(1) 業務内容

公立学校共済組合長崎支部組合員の心身の健康づくりを支援するための講座業務（詳細は別添仕様書のとおり）

(2) 履行期間

令和9年2月28日（日）まで

(3) 予算上限額

1者につき 5,996,000円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

3 プロポーザルの日程

日 程	内 容
令和8年4月27日（月）	公告開始
令和8年5月7日（木）	質問書提出期限
令和8年5月11日（月）	質問書回答期限
令和8年5月13日（水）	参加表明書提出期限
令和8年5月15日（金）	参加資格確認結果通知
令和8年5月25日（月）	企画提案書提出期限
令和8年5月29日（金）	企画提案書審査会
令和8年5月29日（金）	審査結果決定

4 企画提案書の作成及び提出

(1) 提出書類

別添企画提案書作成要領により作成した企画提案書

(2) 提出部数

企画提案書6部（正1部、副5部）

(3) 提出方法

持参または郵送（書留など配達記録が残るものに限る）とする。

なお、郵送の場合は到着を確認すること。

※持参の場合は、長崎県庁の閉庁日を除く平日の午前9時から午後5時までの間に提出してください。

(4) 提出期限

令和8年5月25日(月)午後5時(必着)

※この期限までに全ての必要書類がそろっていない場合は、受け付けることができませんのでご注意ください。

(5) 提出先

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

公立学校共済組合長崎支部

(電話) 095-894-3343

(6) 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して書類が到着したことを電話またはメールでお知らせします。

(7) 留意事項等

ア 企画提案書は1者につき1提案のみとします。

イ 企画提案書を受理した後の追加及び修正は認めません(公立学校共済組合長崎支部が補正等を求める場合を除く)。

5 質疑及び回答

質疑がある場合は電子メールで受け付けます。支部ホームページの「その他様式」に掲載の「質問書」をご提出ください。なお、正確を期すため、電子メール送信後、電話により受信を確認してください。

質疑と回答の内容は、原則としてプロポーザル参加者全員に回答します。

(メールアドレス) s40075@pref.nagasaki.lg.jp

質問書の提出期限は、令和8年5月7日(木)午後5時までとします。回答は随時電子メール等で行い、最終の回答は令和8年5月11日(月)とします。なお、説明会の開催は予定していません。

6 審査

(1) 審査の方法

ア (2)の審査基準に基づき、審査委員会による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者、提案金額が同一の場合には審査委員合議のうえこれを決定します。

イ 審査はプレゼンテーションによる審査とします。

期日：令和8年5月29日(金)午前10時開始

場所：長崎県庁行政棟7階(長崎市尾上町3番1号)

※上記の期日及び場所で実施予定ですが、募集締切後、提案者に対し、別途時間と場所を連絡します。プレゼンテーションの実施時間は、1業者40分程度とし、提案時間(デモを行う場合は、デモの時間も含む。)を30分程度、質疑応答の時間を10分程度と予定しています。

ウ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

	審査項目	審査基準	配点
1. 仕様書の遵守	(1) 講座実施会場の確保	○事業実施可能な会場を選定しているか。(駐車場が確保されているか。)	6
		○リラクゼーションセミナーとフレッシュセミナーの長崎会場は、ホテルセントヒル長崎を選定しているか。	
	(2) 講座の企画立案	○受託者が5講座(全10回)を企画しているか。 ○公立学校共済組合長崎支部の厚生事業として妥当な内容であるか。 ○実施方法に具体性があり、実施可能なものであるか。 ○講座の内容に創意工夫がみられるか。(各講座の特性が明確に表れているか。) ○受講者にとってわかりやすく、講座終了後も日々の生活で実践できる内容となっているか。 ○健康づくりに対する意識を高めるものとなっているか。(支部のデータヘルス計画や長崎県健康革命に示された健康課題解決に向けた内容になっているか。) ○魅力ある内容で参加意欲を高めるものとなっているか。	5 5
	(3) 講座の開催	○事業が遂行可能な人材の確保がなされているか。(講話の講師については保健師や管理栄養士等の資格を持った者が配置されているか。) ○安全・衛生・危機管理ができているか。 ○参加者本人の健康状態をフィードバックする内容が含まれているか。 ○講座実施にあたり、内容、人員、タイムスケジュール等が効率的なものであるか。	1 6
(4) 講座の結果報告	○講座終了後にアンケート調査を行う。 ○講座終了後にアンケート調査結果を含めたレポートを作成する。	5	

2. 組織の体制・実績	(1) 本事業の執行体制	○公立学校共済組合長崎支部からの要望等に迅速、柔軟に対応できる体制が備わっているか。 ○効果的・効率的な人員配置となっており、内部や外部の協力体制が構築されているか。	5
	(2) 過去に取り組んだ本事業に類似する業務の実績	○類似業務の取組実績を豊富に有しているか。	3
3. その他		○本事業全体において、効果的に受講者の心身の健康づくりを支援する創意工夫や姿勢があるか。	5
4. 提案金額		○価格点の算定式 ※満点（5点）×各提案者の提案金額のうち、最低の額÷自社の提案金額（ただし、小数点以下を切り捨て）	5
合計			100点

注1) 審査項目の評価方法は、基礎点（必須項目）と加算点（必須項目以外）に区分します。

注2) 基礎点は、過半数を超える審査員が1項目でも基礎点を下回って評価している場合、企画提案書は不採択とします。

注3) 加算点は、評価基準の細目ごとに下記のA、B、C、D、Eの5段階評価を行い、全審査員の平均点を細目別の得点とします（平均を算出した結果、端数がある場合は、小数点以下第2位を四捨五入します）。ただし、加算点の合計得点が35点を下回っている場合は、企画提案書は不採択とします。

評価区分	評価	採点
A	特に優れている	項目の配点 × 1.00
B	優れている	項目の配点 × 0.75
C	やや優れている	項目の配点 × 0.50
D	普通	項目の配点 × 0.25
E	最低水準程度	—

(3) 審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択の如何に関わらず、全応募者に通知します。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開

示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

7 契約手続

- (1) 委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、最優秀提案者と公立学校共済組合長崎支部は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。
- (2) 交渉が調ったときには、随意契約の手続きに進み見積を行います。見積に関しては、別途見積執行通知書を送付します。交渉が調わない場合は、審査の結果次点とされた者が、改めて公立学校共済組合長崎支部と交渉を行うこととなります。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (4) 交渉の相手方が、交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、本件への参加資格を失った場合は、契約を締結しません。

8 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します（公立学校共済組合長崎支部及び審査委員会での使用に限る）。
- (3) 契約者以外の企画提案内容について、提案者の承諾なしに利用することはありません。

9 問い合わせ先

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町 3-1

公立学校共済組合長崎支部

(電話) 095-894-3343

(メールアドレス) s40075@pref.nagasaki.lg.jp

10 その他

- (1) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式任意）を令和8年5月25日（月）午後5時までに提出してください。辞退することによって、今後の公立学校共済組合長崎支部との契約等について、不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案書の作成経費等、本プロポーザルへの参加に要するすべての費用は、提案者の負担とします。
- (3) 6（4）に加え次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
 - ア 提出書類に不備があった場合、または指示した事項に違反した場合
 - イ 審査委員、公立学校共済組合長崎支部職員または本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 本業務の実施にあたっては、公立学校共済組合長崎支部と十分な調整を行うこととします。

- (5) 仕様書は、審査の結果選定された最優秀提案者と公立学校共済組合長崎支部が別途協議・調整のうえ、変更することができます。
- (6) 本事業を円滑に遂行するため、公立学校共済組合長崎支部は受注者に対して、業務の進捗状況について報告を求めることができます。
- (7) 本委託業務により生まれた著作権等の知的財産の二次利用については、公立学校共済組合長崎支部との協議に応じることとします。